◎新潟県告示第263号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和3年3月12日

新潟県知事 花角 英世

1 保安林予定森林の所在場所

新潟県三条市北五百川字大清水697、707、710、758から760まで、762、765、字大平1060の1、1064から1066まで、1068、1073から1076まで、字吉田1362、1363の1、1363の2、1364の1、1364の2、1365の1、1365の2、1366の1、1366の2、1370から1373まで、1374の1、1375から1386まで、1386の子、1388から1392まで、1393の1から1393の3まで、1394から1396まで、1408の1、1417、1418の1、1418の2、1418の4、1419、1434から1437まで、1441、1483の1、1483の2、1483の子、1493の1から1493の4まで、1494の1から1494の3まで、1495の1から1495の3まで、1496から1514まで、1515の1、1515の2、1516、1518の1、1518の2、1519

2 指定の目的

土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び三条市役所に備え置いて縦覧に供する。)